

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 定款細則

定款改正に伴う改正 平成 23 年 4 月 1 日

- 一部改正 平成 24 年 2 月 16 日 (あ)「委員の専任方法」
- 一部改正 平成 24 年 3 月 15 日 (い)「専任者の事務所移籍」
- 一部改正 平成 24 年 7 月 20 日 (う)「会費」
- 一部改正 平成 24 年 10 月 18 日 (え)「入会日を理事会承認の翌月とする」
- 一部改正 平成 24 年 12 月 20 日 (お)「監事候補者の推薦」
- 一部改正 平成 28 年 10 月 20 日 (か)「正会員の役員候補者の役員候補者選出管理委員会への推薦」、「理事の分掌事項」、「理事会の出席者」、「常任理事会」(第 6 章新設)、「委員の任期」、「建築相談室」、「部会」、「ブロック会規則」、「ブロック協議会」、「支部長会議」
- 一部改正 平成 29 年 1 月 19 日 (き)「常置委員会」
- 一部改正 平成 29 年 7 月 26 日 (く)「役員の種別、定数及び任期の限度」、「常置委員会、特別委員会及び専門委員会の組織」
- 一部改正 平成 29 年 9 月 21 日 (け)「特別会員」、「入会金」、「会費」、「役員の種別、定数及び任期の限度」、「委員会等及び賛助会員会の設置と業務」、「総務・財務委員会の組織」、「指導委員会」、「建築相談室」、「名誉会長等の種別と任期」
- 一部改正 令和元年 5 月 23 日 (こ)「常置委員会」、「特別委員会の組織」、「指導委員会・建築相談室」
- 一部改正 令和 3 年 1 月 20 日 (さ)「役員の種別、定数及び任期の限度」、「役員候補者選出管理委員会」、「正会員の役員候補者の役員候補者選出管理委員会への推薦」、「理事の分掌事項」

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この細則は定款第 6 6 条によりこれを定める。

(英文名称及び略称)

第 2 条 本会の英文での名称は、TOKYO ASSOCIATION OF ARCHITECTURAL FIRMSとし、略称はTAAFとする。

第 2 章 会 員

(特別会員)

第3条 特別会員は、次の3種とする。(け)

- 一 功勞会員 開設者若しくは専任者であった者が、その地位を退いた後も、なお、
本会活動への参加を希望し、支部長が推薦した者
- 二 推薦会員 正会員の建築士事務所に勤務し、その正会員が推薦した者及び会長が推
薦した者
- 三 学経会員 学識経験を有する者で、正会員又は会長が推薦した者

(入 会)

第4条 正会員の入会申込書は支部長の押印を得、会長に提出する。

- 2 入会は原則として理事会承認の翌月とする。但し、入会者からの希望があり、理事
会で承認を得た場合、承認を受けた月から入会とする。

(入会金)

第5条 入会金の額は、次のとおりとする。

- 一 正会員は30,000円
- 二 特別会員が事務所を開設して正会員になるとき 30,000円
- 2 除名された者及び定款第12条により会員の資格を喪失した者が、再入会を希望する
ときは、定款第9条による理事会の承認を受けた後に、その者の資格を喪失した当時の
未納の会費等は、前項の入会金とともに納めなければならない。

(会 費) (う)

第6条 会員の会費は、次のとおりとする。

- 一 正会員は、正会員の建築士事務所に所属する建築士の数により、下記のとおり区分
する。

イ 区分1	所属建築士1名	月額	6,500円
区分2	所属建築士2～3名	月額	7,500円
区分3	所属建築士4～10名	月額	8,000円
区分4	所属建築士11～30名	月額	10,000円
区分5	所属建築士31～100名	月額	12,000円
区分6	所属建築士101名以上	月額	14,000円
- ロ 上記金額には、支部会費相当分1,500円を含むものとする。
- 二 推薦会員及び学経会員は、月額3,500円
- 三 賛助会員は年額(一口)50,000円とし、口数は一口以上とする。
- 2 入会又は退会が月の中途であったときは、その月の会費は全額とする。
- 3 正会員及び特別会員の会費は、年四期に区分し、各期前納とする。

- 4 正会員及び特別会員の会費は、原則として直接本部に納入する。
- 5 賛助会員の会費の額の変更は、理事会において定める。

(休 会)

第7条 正会員がその業務を休止するために休会をしたいときは、所属支部長の意見を添えて書面をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、理事会の議決を経て、2カ年を超えない範囲に期間を定めてこれを承認することができる。(在籍中1回のみとする)
- 3 前項の承認を受けた者は、その期間中、正会員としての権利、義務を停止する。

(会費の特例)

第8条 正会員又は特別会員が疾病又は罹災等の事由により、会費の延納又は免除を受けたいときは、所属支部長の意見を添えて、書面をもって願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、理事会の議決を経て、1カ年を超えない範囲で期間を定めて、これを承認することができる。(在籍中1回のみとする)
- 3 前項の特例を受けた者が、引続き1カ年を経過して、なお会費の納入ができないときは、休会したものとみなす。
- 4 名誉会長、名誉会員又は顧問を委嘱された正会員は、細則第6条第3項に示す区分の次の期以降の会費については、理事会にはかりこれを免除することができる。

(会費等の運用区分)

第9条 会費等の収入の運用は、次のように区分する。

- 一 正会員の入会金は、所属する支部に事務費として全額を交付する。
- 二 正会員の月額会費のうち、支部交付金に1,900円、機関誌費に500円及び日事連会費に900円を繰り入れる。(う)
- 三 特別会員の月額会費のうち、支部交付金に300円及び機関誌費に500円を繰り入れる。
- 四 賛助会員の年額会費のうち機関誌費に6,000円(月額500円)を繰り入れる。

第3章 役 員

(役員の種類、定数及び任期の限度)

第10条 理事及び監事の種類及びその定数は次のとおりとする。

- 一 正会員の理事は10名以上、35名以内とする。
ただし、当分の間は正会員の理事を24名以内とする。また、同一業界の関係者以外の理事は3名以内とし、この理事には専務理事及び常務理事を含むものとする。(く)

(さ)

二 正会員の監事は2名以上、3名以内とする。(お)

- 2 任期途中の正会員の理事及び監事が新たな事務所の開設者または専任者になる場合は、事前に理事会に申し出、理事会において協議し継続ができるものとする。(い)
- 3 会長、副会長、常任理事及び会長、副会長、常任理事以外の正会員の理事（以下、「担当理事」という。）並びに監事の任期は、原則として各々4期8年を限度とする。(く)(け)

(役員候補者選出管理委員会)

第11条 正会員の理事候補者及び正会員の監事候補者の選出を管理するため、役員候補者選出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、正会員の役員候補者の選出を適正に実施することを目的とする。
- 3 委員会の委員は各ブロックから1名推薦された6名の委員で構成し、理事会の承認を得るものとする。

なお、委員に欠員が生じたときは、その委員が属しているブロックが推薦する。

- 4 委員会に委員長、副委員長各1名を置くこととし、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 委員の任期は選任期日から2年とする。

なお、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 8 委員会は、会長の要請により委員長が招集する。
- 9 委員会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催日の5日前までに通知する。

(正会員の役員候補者の役員候補者選出管理委員会への推薦)

第12条 会長候補者及び常任理事候補者となる理事は、別途定める役員候補者選出規程に従い各ブロックの協議により推薦する。(か)(さ)

- 2 副会長候補者となる理事は、別途定める役員候補者選出規程に従い、各ブロックと相談の上、会長候補者が推薦する。(さ)
- 3 会長候補者、副会長候補者及び常任理事候補者を除く正会員の理事候補者のうち、本部推薦に係る理事候補者は、別途定める役員候補者選出規程に従い、各ブロックと協議の上、会長候補者が推薦する。(さ)
- 4 会長候補者、副会長候補者、常任理事候補者及び本部推薦に係る理事候補者を除く正会員の理事候補者は、役員選出のための総会が開かれる前年度の8月31日現在の正会員数に基づきドント方式により算出された定数に従い各ブロックから推薦する。(か)(さ)
- 5 前4項に基づく推薦者数が、第10条第1項に定める数に満たない場合は理事会で協

議する。(か) (さ)

- 6 正会員の監事候補者は、第1及び第2、第3及び第4、第5及び第6ブロックから各1名計3名を推薦する。(お) (さ)

(役員候補者の総会への推薦)

第13条 正会員の理事候補者及び正会員の監事候補者は、役員候補者選出管理委員会の委員長が総会へ推薦する。

- 2 同一業界の関係者以外の理事候補者は、正副会長の議を経て会長が総会に推薦する。

(理事の分掌事項)

第14条 理事は、定款第19条の職務のほか、次の事項を分掌する。

- 一 副会長は、支部長会議に関する事項を分掌するほか、正副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の業務並びに会長の指示事項を総括分掌する。
 - 二 専務理事及び常務理事は、別に定めるもののほか、事務所登録等事務及び業務報告に関する事項並びに特別委員会に関する事項、会長の指示事項を分掌する。
 - 三 総務・財務担当理事は、委員会の委員長としてその業務を分掌する。
 - 四 常任理事は、自らが所属するブロックを代表し、当該ブロックのブロック代表幹事の補佐を受けて当該ブロックを統括するほか、各々常置委員会及び指導委員会の一を担任し、正副会長及び他の委員会等との調整を行う。(か) (さ)
 - 五 各常置委員会にそれぞれ2名以上の担当理事を置き、当該委員会の委員長及び副委員長としてその業務を分掌する。(か)
 - 六 前号以外の理事は、必要に応じて理事会において定める分掌事項を担当する担当理事とする。(さ)
- 2 会長は、予めその職務を代行する必要がある場合の副会長の職務代行順位を定める。(さ)
- 3 会長が一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の会長を兼任する場合、会長は、副会長の中から、理事会の承認を得て、会長代行を指名することができる。(さ)
- 4 会長は、会長代行をして必要に応じその職務の一部を代行させることができる。(さ)

第4章 理事会

(理事会の出席者)

第15条 理事会は定款第38条第1項に定める者に加えて、その運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。(か)

(議事の内容)

第16条 議事の内容は、審議事項、報告事項及び検討事項に分ける。

- 2 審議事項は、議決を必要とする事項とする。
- 3 報告事項は、議決を必要としない事項のうち、記録にとどめる必要がある事項とする。
- 4 検討事項は、議決を必要としない事項のうち、各理事の意見を聴取し、又は討議することにより、後日の議題事項のためあらかじめ検討を加える事項とする。
- 5 議案書案は事務局長が作成し、専務理事の承認を経て会長に提出する。
- 6 やむを得ない理由のため、あらかじめ提出できなかった議事については、理事会開催直前までに提出することができる。
- 7 前項について、会長が緊急やむを得ないと判断した場合は、議事として追加できる。

第5章 正副会長会

(正副会長会)

第17条 本会に、次の各号の目的のため、正副会長会を置く。

- 一 本会の基本方針の検討
 - 二 緊急事項の対応
 - 三 同一業界の関係者以外の理事候補者の選出
 - 四 本会の財務及び事務局の組織等、常置委員会の所管に属しない事項
 - 五 事務所登録等事務及び業務報告に関する基本方針の決定
 - 六 その他、理事会において正副会長会に付託された事項の決定
- 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
 - 3 正副会長会は、必要に応じて開催する。
 - 4 正副会長会は、会長が招集し、議長にあたる。
 - 5 正副会長会は、必要に応じ、担当理事の出席を求めることができる。

第6章 常任理事会

(常任理事会) (か)

第18条 本会に、次の各号の目的のため、常任理事会を置く。

- 一 本会の基本方針の検討
 - 二 緊急事項の対応
 - 三 理事会に上程する審議事項
 - 四 その他、理事会において常任理事会に付託された事項の決定
- 2 常任理事会は、定款第38条第2項に定める者に加えて、定款第38条第2項に定める者以外の担当理事及びその他常任理事会の運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。

- 3 常任理事会は、例月開催を原則とする。
- 4 常任理事会は、会長が招集し、会長または副会長が議事の進行にあたる。
- 5 定款第20条第3号の規定を準用し、監事は必要があると認めるときは、常任理事会に出席し意見を述べるができるものとする。

第7章 委員会等

(委員会等及び賛助会員会の設置と業務)

第19条 本会は、事業の円滑な執行、専門事項の調査・研究等を行うため、総務・財務委員会、常置委員会、指導委員会を置く他、特別委員会、部会、専門委員会(以下「委員会等」という)及び賛助会員会を置くことができる。

- 2 常置委員会は、本会の通常事業を、分担して執行する。
- 3 特別委員会は、本会の多年度にわたる事業等を、分担して執行にあたるものとし、理事会の議決によって設置することができる。
- 4 部会は、本会の事業運営等の必要に応じて理事会の議決を経て設置することができる。
- 5 専門委員会は、会長が必要と認めた場合、若しくは常置委員会が分掌する事項のうち、特に専門的な事項の調査研究又は審議等をするために担当理事が必要と認めた場合、理事会の議決によって設置することができる。
- 6 専門委員会は、それぞれ常置委員会に所属する。
- 7 指導委員会は、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者(以下「建築主等」という)からの苦情を解決する業務を行うため設置する。(け)
- 8 建築相談室は、建築設計・工事監理等業務を通じた地域社会に貢献する事業としての建築関係諸問題に関する総合的な相談業務を行うため設置する。(け)

(総務・財務委員会)

第20条 総務・財務委員会は、本会の財務・経理・事務局の組織及び他の委員会に属さない事項を所管するために設置する。

(常置委員会) (き) (こ)

第21条 常置委員会の種別及び分担事項は次のとおりとする。

一 会員委員会

会員の入退会、福利厚生等会員サービスに関する全般的事項並びに会員の増強及び維持対策に関する事項

二 研修委員会

講習会(法定講習を含む。)、研修会(建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を

含む。)、見学会、説明会、講演会及び展覧会等の調査、計画並びに実施等に関する事項

三 広報委員会

社会に対する建築士事務所の業務の啓発に関する事項及び会員に対する広報に関する事項並びに機関誌発行の計画及び編集等に関する事項

四 業務委員会

建築士事務所の業務及び経営管理に関する調査、研究、技術開発等に関する事項並びに建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告、その他の業務に関する事項

五 事業委員会

官公庁等の発注業務の調査、企画活動等に関する事項並びに受託業務に関する事項

六 法制委員会

建築士法、建築基準法及び関係法令の調査、研究、普及、提案等に関する事項

(総務・財務委員会の組織)

第22条 総務・財務委員会の委員は、理事の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(け)

2 総務・財務委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。

3 委員長は総務・財務担当副会長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

(け)

(常置委員会、特別委員会及び専門委員会の組織)

第23条 各常置委員会の委員は、常任理事がそのブロックに所属する正会員及び特別会員の中からブロック会の議を経て推薦した者を、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

なお、各常置委員会が必要と認めるときは、正会員及び特別会員以外の学識経験者を理事会の議決を経て委員に加えることができる。(か)

2 特別委員会の委員は、会長が正会員、特別会員及び学識経験者の中から推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。(こ)

専門委員会の委員は、その部門担当理事が正会員、特別会員及び学識経験者の中から推薦し理事会の議決を経て会長が委嘱する。(あ)(こ)

3 各常置委員会の委員の定数は、ブロック推薦6名と担当理事2名の8名とする。ただし、理事会の議決を経て増員できる。

4 常置委員会、特別委員会及び専門委員会に委員長1名、3名以内の副委員長及び書記1名を置くものとする。(く)

5 各常置委員会の委員長は担当理事をもって充て、副委員長のうち1名及び書記は、担

当理事以外の委員の中から委員の互選により選任する。(く)

6 委員長は、委員会を総括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、理事をもって充てる副委員長が委員長の職務を代行する。(か)

8 書記は、委員会の記録を作成する。

(委員の任期)

第24条 総務・財務委員会及び常置委員会の委員の任期は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとし、再任は妨げない。ただし、原則として、4期8年を限度とする。

2 特別委員会の委員の任期は、原則として定款第21条第1項の役員の任期にならうものとするが、特に必要がある場合にはこれによらないことができるものとし、再任は妨げない。ただし、原則として、4期8年を限度とする。

3 専門委員会の委員は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとし再任は妨げない。ただし、原則として、4期8年を限度とする。

(委員会等の招集)

第25条 委員会等は、委員長が招集する。

2 常置委員会等を招集するには、その会議を構成する委員に、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催の7日前までに通知する。ただし、緊急を要する場合は、これによらないことができる。

(委員会等の報告)

第26条 委員会等は、開催のつど要点報告書を、会計年度の中間期と年度末にそれぞれ事業概略報告書を、理事会に提出する。

2 専門委員会は、前項のほか、設置の目的を達成したときにその経過と成案に関する報告書を、所属委員会を経て、理事会に提出する。

(特別委員会及び専門委員会)

第27条 特別委員会及び専門委員会の、組織と運営に関する規定は、設置のつど、次の事項を定めて理事会の議決を得る。

一 目的

二 事業

三 組織及び委員の名簿

四 専門委員会は委員会の設置期間

五 運営の方法

六 その他必要な事項

- 2 前項第4号に関し、継続して設置をする場合は、新たな委員会の設置が承認されるまでの期間は、前委員会が継続して行うものとする。

(指導委員会) (け)

第28条 指導委員会は、定款第5条第1項第二号に定める、建築士事務所に対する苦情の解決業務を行う。

- 2 本会は、苦情の解決の円満な実施を図るため、建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程を、理事会の議を経て定めることができる。
- 3 指導委員会は、担当する理事及び7名の委員をもって構成する。ただし、理事会の議決を経て増員することができる。
- 4 指導委員会の委員は、会員の中から第1項の業務に堪能な者を、正副会長会が推薦し理事会の議を経て会長が委嘱する。(こ)
- 5 指導委員会は、苦情解決の業務について指導・助言を得るため、会員でない弁護士、学識経験者を特別委員として置くことができる。
なお、特別委員は理事会の議を得て会長が委嘱する。
- 6 委員及び特別委員の任期は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。ただし、原則として、4期8年を限度とする。
- 7 指導委員会に、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。
- 8 指導委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(建築相談室) (け)

第29条 建築相談室は、定款第5条第1項第七号に基づき、第19条第8項の業務を行う。

- 2 本会は、建築相談業務の円滑な実施を図るため、建築相談業務実施規程を、理事会の議を経て定めることができる。
- 3 建築相談室は、担当する理事および10名の委員をもって構成する。ただし理事会の議決を経て増員することができる。
- 4 委員は、会員の中から第1項の業務に堪能な者を、正副会長会が推薦し理事会の議を経て会長が委嘱する。(こ)
- 5 建築相談室は、建築関係の総合的な相談業務について指導助言を得るため、会員でない弁護士、学識経験者を特別委員として置くことができる。
なお、特別委員は正副会長会が推薦し理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 6 委員及び特別委員の任期は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。ただし、原則として、4期8年を限度とする。
- 7 建築相談室委員長1名、副委員長2名を置き、担当する理事を委員長及び副委員長とし、他に、委員の互選により選出された副委員長1名を置く。
- 8 建築相談室会議は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(部会) (か)

第30条 部会は、定款第56条第1項に基づき理事会の承認を得て本会内に設置された組織体であり、本会の一部を構成する。

2 部会は、本会の活動に資する事業を実施するため、定款第56条第3項に基づき、会員等のうちその属性、態様、活動目的等ごとの種類に応じ設置することができる。

(部会の運営) (か)

第31条 部会の会務は、理事会の議決を経て別に定める部会規程により執行する。

2 部長は、原則として、前項に定める規程に従い部会員のうちから互選により選出した者を理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 第14条第1項第6号の規定により、理事会の承認を得て各部会に担当理事1名を置く。

第8章 倫理委員会

(倫理委員会)

第32条 本会は、倫理規程（平成11年8月19日制定）を会員に遵守させるとともに、倫理規程等に違反があった場合に的確に対処するため、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、次の各号を分掌する。

一 会員に対する倫理規程の普及・指導

二 懲戒規程（平成11年8月19日制定）第3条に基づく調査

3 倫理委員会は7名以内の委員で構成し、委員は会長が推薦し理事会の承認を得た者を充てる。

4 倫理委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

5 倫理委員会は、会長が招集し、委員長が主宰する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員の任期は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとする。ただし、原則として、4期8年を限度とする。

第9章 支部及びブロック

(支部及びブロックの区域)

第33条 本会は、定款第57条第1項に基づき支部の区域を次のように定め、これらを次の6つの群に分けてブロックを定める。

一 第1ブロック 千代田支部 千代田区の区域

	中央支部	中央区及び島部の区域
	港支部	港区の区域
	新宿支部	新宿区の区域
二 第2ブロック	文京支部	文京区の区域
	台東支部	台東区の区域
	北支部	北区の区域
	荒川支部	荒川区の区域
三 第3ブロック	品川支部	品川区の区域
	目黒支部	目黒区の区域
	大田支部	大田区の区域
	渋谷支部	渋谷区の区域
	世田谷支部	世田谷区の区域
四 第4ブロック	中野支部	中野区の区域
	杉並支部	杉並区の区域
	豊島支部	豊島区の区域
	板橋支部	板橋区の区域
	練馬支部	練馬区の区域
五 第5ブロック	墨田支部	墨田区の区域
	江東支部	江東区の区域
	葛飾支部	葛飾区の区域
	足立支部	足立区の区域
	江戸川支部	江戸川区の区域
六 第6ブロック	西多摩支部	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び郡部の区域
	八王子支部	八王子市の区域
	町田支部	町田市の区域
	立川支部	立川市、昭島市、日野市、国分寺市、国立市、東大和市及び武蔵村山市の区域
	南部支部	三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、多摩市及び稲城市の区域
	北部支部	武蔵野市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市及び東久留米市の区域

(支部規則)

第34条 各支部の運営は、それぞれの支部規則による。

2 支部規則には次の事項を規定する。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 地域
 - 四 事業
 - 五 支部役員の種類と任期及び選出方法
 - 六 支部総会及び支部役員会に関する事項
 - 七 支部交付金及び経理に関する事項
 - 八 その他必要な事項
- 3 支部規則を変更するときは、支部総会の議決を経て理事会の議決を得る。

(ブロック会規則)

第35条 各ブロックの運営はそれぞれのブロック会規則による。(か)

2 ブロック会規則には次の事項を規定する。

- 一 名称
- 二 事業
- 三 構成
- 四 ブロック会役員の種類・任期及び選出方法
- 五 会計
- 六 その他必要な事項

第10章 ブロック協議会及び支部長会議

(ブロック協議会)

第36条 本会のブロックごとに、次の各号の目的のため、ブロック協議会を置くことができる。(か)

- 一 ブロック内各支部の連絡協調
 - 二 ブロック内正会員及び特別会員の情報交換
- 2 ブロック協議会の、構成及び組織と運営に関する規定は、ブロックごとに別に定めることができる。

(支部長会議)

第37条 本会に、次の各号の目的のため、支部長会議を置く。

- 一 本会に対する会員からの提言及び情報の把握
- 二 支部活動に対する情報提供
- 三 本会と支部及び支部相互の情報交換
- 四 本会の運営等に関する理事会への提案

- 2 支部長会議は、常任理事、支部長、会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに担当理事をもって構成する。(か)
- 3 支部長会議に、議長1名、副議長2名を置き、支部長の互選により選出する。
- 4 議長、副議長の任期は、定款第21条第1項の役員の任期にならうものとし再任を妨げない。
- 5 支部長会議は、原則として四半期に1回開催する。
- 6 支部長会議は、会長が招集し、支部長会議の議長が主宰する。

第11章 名誉会長等

(名誉会長等の種別と任期)

第38条 名誉会長等の種別と任期は、次のとおりとする。

- 一 名誉会長は、会長を退任した者とし、任期はこれを推薦した会長の任期中
 - 二 名誉会員は、正会員で特に功労のあった者とし、任期は終身
 - 三 顧問及び相談役は、本会の目的及び事業に賛同する適任の者とし、任期はこれを推薦した会長の任期中。ただし行政関係者が職務を異動した場合、その時点で任期を終了し、後任者に引き継ぐものとする。
 - 四 前項で推薦した相談役の内、正会員役員及び専務理事の経験者の任期は、終身
 - 五 参与は、永年にわたり役員又はブロック代表幹事、支部長、常置委員会委員として功労のあった者とし、任期は終身(け)
- 2 会長は、名誉会長、名誉会員、顧問、相談役及び参与を、本会の各種の行事に招待する。

(表彰)

第39条 会長は、本会の発展に特に功労のあった者について、理事会の議決を経て別に定める表彰規程により、表彰することができる。

(慶弔)

第40条 会長は、会員、名誉会長そのほか、本会に関係ある者について、理事会の議決を経て別に定める慶弔規程により、慶弔を行うことができる。

第12章 補 則

(補 則)

第41条 この細則は、理事会の議決を得なければ変更できない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入会金の額及び正会員、特別会員の会費の額に関する事項

については、総会の議決を得なければ変更できない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、定款改正の認可のあった日(平成23年4月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、理事会で議決された日(平成24年12月20日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、理事会で議決された日(平成28年10月20日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年度定時総会決了日の翌日(平成29年6月29日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、常任理事会で議決された日(平成29年9月21日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、理事会で議決された日(令和元年5月23日)から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、理事会で議決された日(令和3年1月20日)から施行する。